

■福祉のまちづくり条例対象施設(建築物編)と遵守基準となる整備項目

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積(以上～未満)							
			500㎡		2,000㎡		5,000㎡			
			200㎡		1,000㎡		3,000㎡			
1	学校等施設	学校(幼稚園を除く。)	○	○	○	○	○	○	○	
		幼稚園				○	○	○	○	
			○	○						
		その他これらに類する施設 ※	●	●	●	●	●	●	●	●
2	医療等施設	病院又は診療所(患者の収容施設を有するもの。)				○	○	○		○
				○	○					
			○							
		診療所(患者の収容施設を有しないもの。)				○	○	○	○	
					○					
			★	●						
		助産所、施術所又は薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。) ※				●	●	●	●	
				●						
			★							
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場				○	○	○	○	
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●	
4	集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。)				○	○	○		○
				○	○					
			○							
		公会堂				○	○	○		○
				○	○					
			○							
		集会場(冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)				○	○	○	○	
		公民館 ※ その他これらに類する施設 ※				●	●	●		●
				●	●					
5	展示施設等	展示場				○	○	○		○
						○	○	○		
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●		●
						●	●	●		
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場					●	●	●	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				○	○	○		○
					○					
				●						
			★							
7	宿泊施設	ホテル又は旅館				○	○	○		○
						○	○	○		
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●		●
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				○	○	○		○
				○	○					
			○							
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)					●	●	●	

凡例の解説

※ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、福祉のまちづくり条例の届出は免除
 ●★ 福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
 ○ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの
 (ただし、「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目について福祉のまちづくり条例の届出が必要)

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積 (以上～未満)						
			500㎡		2,000㎡		5,000㎡		
			200㎡		1,000㎡		3,000㎡		
9	共同住宅等 ※※	共同住宅					△	△	△
		寄宿舍又は下宿、その他これらに類する施設 ※					▲	▲	▲
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの				○	○	○	○
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		○	○				
			○						
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場				○	○	○	○
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
12	文化施設	博物館、美術館又は図書館							○
						○	○	○	
				○	○				
			○						
		その他これらに類する施設 ※							●
13	公衆浴場					○	○	○	○
						○	○	○	○
					○				
14	飲食店等	飲食店							
				●					
			★						
15	サービス店舗等	料理店				○	○	○	○
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				●	●	●	●
						○	○	○	○
16	工業施設	工場その他これらに類する施設					●	●	●
							●	●	●
							●	●	●
							●	●	●
							●	●	●
17	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	○	○	○	○	○	○	○
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）			○	○	○	○	○
		上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設			●	●	●	●	●
		自動車修理工場、自動車洗車場		●	●	●	●	●	●
		給油取扱所		●	●	●	●	●	●
			★						
19	公衆便所	自動車教習所				●	●	●	●
20	公共用歩廊	公共用歩廊					○	○	○
21	地下街	地下街その他これらに類する施設					●	●	●
22	複合施設 ※※※ (個々の都市施設の規模では対象とならないが、同一の敷地内にある複数の都市施設の面積の合計が2,000㎡以上となる場合に遵守基準適合義務が生じる。)	東京都建築物バリアフリー条例第4条第2項に定める複合建築物					○	○	○
		上記以外の1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物					●	●	●

凡例の解説

- ※ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、福祉のまちづくり条例の届出は免除
- ※※ 共同住宅等に利用居室等・車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設がある場合は、そこまでの経路が移動等円滑化経路等となり、建築物（共同住宅等以外）の遵守基準が適用される。
- ▲★ 福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- △ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの
(ただし、「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目について福祉のまちづくり条例の届出が必要)

建築物編 基本的考え方 1-19